

津市防火協会会則

平成18年1月1日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、津市防火協会と称する。

(組織)

第2条 本会は津市消防本部管内にある防火対象物、危険物製造所等の関係者並びに本会の目的に賛同した者をもって組織する。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、津市久居明神町2276番地、津市消防本部内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、防火思想の普及高揚を図り、各種災害の未然防止に努めるとともに、会員相互の融和・親睦を図り、もって事業の振興発展と公共福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防火意識の普及高揚に関すること。
- (2) 防火対象物、危険物製造所等の安全管理に関すること。
- (3) 自衛消防組織等の指導育成に関すること。
- (4) 防火の研修に関すること。
- (5) 火災原因の調査研究に関すること。
- (6) 消防機関への協力に関すること。
- (7) 会員等の表彰に関すること。
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要と認める事項に関すること。

(三重県危険物安全協会への入会)

第6条 本会は、社団法人三重県危険物安全協会に正会員として入会し、代表者は理事の中から選出するものとする。

第3章 会 員

(入会)

第7条 本会に入会しようとするときは、入会申込書（第1号様式）により会長に届出るものとし、会費を納入した日から会員の資格を取得する。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、退会届出書(第2号様式)により会長に届出るものとし、届出を受理した日から会員の資格を喪失する。この場合は、既納の会費は返納しないものとする。

第4章 役員等の構成

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 6名以内
- (3) 理 事 48名以内(会長、副会長を含む。)
- (4) 監 事 2名
- (5) 会 計 2名

(役員を選任)

第10条 役員は、次により選任する。

- (1) 理事、監事及び会計は、総会において選任する。
- (2) 会長及び副会長は、理事の中から互選により選出する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまではその職務を行う。
- 3 欠員補充のため選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第12条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、会務を審議し、事業執行に参画する。
- (4) 監事は、本会の会計を監査する。
- (5) 会計は、本会の経理を掌する。

(顧問)

第13条 本会に顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は、役員会の承認を経て会長がこれを委嘱する。
- (2) 顧問は、会長の諮問に応じて会議に出席し、意見を述べるができる。
- (3) 顧問の任期は役員に準ずる。

(事務局職員)

第14条 本会の事務処理をするために、事務局に次の必要な数の職員を置く。

- (1) 幹 事
- (2) 書 記
- (3) 事務員

2 事務局の職員は、会長がこれを委嘱する。

第5章 会議

(種別及び招集)

第15条 本会の会議は、総会、役員会及び正・副会長会議とする。

2 会議は、会長が招集し、議長となる。

(総会)

第16条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回、臨時総会は必要が生じたとき開催する。ただし、臨時に総会を開催する暇がない場合においては、役員会をもってこれにかえることができる。

2 定期総会は、次の事項を議決する。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 事業計画及び事業結果に関すること。
- (3) 会則の改正に関すること。
- (4) その他会長が必要と認めたこと。

(役員会及び正副会長会議)

第17条 役員会及び正副会長会議は必要に応じて開催し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案に関すること。
- (2) 事業計画の実施運営に関すること。
- (3) 総会において委任されたこと。
- (4) その他会長が必要と認めたこと。

(会議の開催及び議決)

第18条 会議は、招集人員の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決するものとする。

第6章 会費及び会計

(会の経費)

第19条 本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第20条 会費については別に定める。

2 会費は、毎年6月末日までに納入するものとする。

3 年度の途中で入会したときの会費については、9月30日までにあっては会費の全額とし、10月1日以降は半額とする。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 経費に余剰金を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

第7章 雑則

(帳簿)

第22条 本会に次の帳簿を備える。

- (1) 役員名簿
- (2) 会員名簿
- (3) 金銭出納簿
- (4) 会議録

(補則)

第23条 この会則の施行に関し必要な事項は、役員会の承認を経て会長がこれを定める。

附 則

(施行日)

1 この会則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条後段の規定は、社団法人三重県危険物安全協会の平成18年度新役員が選出されるまでは適用しない。
- 3 第7条に規定する入会届出については、旧津地区防火協会会員、旧久居地区危険物安全協会会員は、津市防火協会への移行入会承諾書をもって入会したものとみなす。
- 4 第20条に規定する会費の納入については、平成18年度に限り、旧津地区防火協会会員、旧久居地区危険物安全協会会員は、それぞれ旧協会での納付額とする。

附 則

(施行日)

1 この会則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この会則は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この会則は、平成24年4月1日から施行する。

第1号様式

津市防火協会入会申込書

令和 年 月 日

津市防火協会長 様

津市防火協会の目的に賛同しましたので、次のとおり入会します。

〒 ー

所在地

事業所名

電話 ー ー

代表者（職）氏名

印

入会口数 口

第2号様式

津市防火協会退会届出書

令和 年 月 日

津市防火協会長 様

津市防火協会を退会します。

〒 —

所在地

事業所名

電話 — —

代表者（職）氏名

印

会費算定基準

第20条に定める会費は、1口千円とし、別表1、別表2及び別表3の区分毎ごと口数の和とする。ただし、既存会員（平成17年12月31日までに入会した会員）は、従前の額に見合う口数とする。

別表1

建築物の延べ面積による区分	
延べ面積(m ²)	口数
20,001以上	30
10,001 ~ 20,000	25
5,001 ~ 10,000	20
3,001 ~ 5,000	15
2,001 ~ 3,000	10
1,001 ~ 2,000	7
1 ~ 1,000	4

別表2

収容人員による区分	
収容人員(人)	口数
1,001以上	15
501 ~ 1,000	12
301 ~ 500	10
201 ~ 300	8
101 ~ 200	5
51 ~ 100	3
31 ~ 50	2
1 ~ 30	1

別表3

危険物の指定数量による区分	
指定数量(倍)	口数
1,001以上	10
501 ~ 1,000	7
401 ~ 500	6
301 ~ 400	5
201 ~ 300	4
101 ~ 200	3
11 ~ 100	2
1 ~ 10	1